

議 事 録

会議の名称	令和7年度第10回登米市農業委員会総会
開催日時	令和8年1月26日（月） 午後1時35分 開会 午後2時55分閉会
開催場所	中田庁舎3階 旧議場
議長の名氏	会長 高橋 清範
出席者の氏名	<p>【農業委員】</p> <p>1番 小野寺 義 幸 2番 鈴木 泰 子 3番 田 島 幹 雄 4番 三 塚 芳 毅 5番 五十嵐 幸 喜 6番 柴 崎 専 一 7番 佐 藤 久 順 8番 浅 野 和 宏 9番 岩 淵 勉 10番 岩 崎 とみ子 11番 阿 部 静 男 12番 千 葉 昭 広 13番 小野寺 鉄 子 14番 阿 部 晃 徳 15番 加美山 竜 太 16番 高 橋 健 之 17番 鈴 木 巖 18番 芳 村 忠 市 19番 芳 賀 秀 二 20番 櫻 井 利 光 21番 佐 藤 瑛 彦 22番 鹿 野 昭 子 23番 門 馬 一 郎 24番 高 橋 清 範</p> <p>【農地利用最適化推進委員】</p> <p>1番 門 脇 昭 雄 2番 及 川 祐 宏 3番 伊 藤 義 則 4番 千 葉 久三男 5番 東 敬 三 6番 芳 賀 定 一 7番 高 橋 弥寿仁 8番 欠 員 9番 佐々木 正 志 10番 及 川 勇 人 11番 青 山 信 一 12番 千 葉 利 行 13番 佐 藤 啓 14番 千 葉 孝 二 15番 佐々木 喜 朗 16番 欠 員 17番 佐々木 尚 18番 小野寺 堅 二 19番 小 出 隆 則 20番 豊 澤 啓 司 21番 佐々木 武 雄 22番 佐 藤 晃 23番 鈴 木 一 義 24番 小 林 弘 幸 25番 石 堂 貴 博 26番 佐 藤 進 27番 土 生 浩 也 28番 亀 井 達 夫 29番 近 藤 充 30番 白 鳥 剛</p> <p>（<input type="checkbox"/>は欠席委員、<input type="checkbox"/>は遅参委員、<input type="checkbox"/>は早退委員）</p>
	事務局職員職氏名

議 題	<p>報告第 31 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について</p> <p>報告第 32 号 使用貸借権の合意解約について</p> <p>報告第 33 号 農地基本台帳新規（補正）登載申請について</p> <p>報告第 34 号 令和 8 年度農作業標準料金・賃金表について</p> <p>議案第 66 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>議案第 67 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に関する意見の決定について</p> <p>議案第 68 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する意見の決定について</p> <p>議案第 69 号 非農地証明願について</p> <p>議案第 70 号 農用地利用集積等促進計画に関する意見の決定について</p> <p>議案第 71 号 買受適格証明願について</p> <p>議案第 72 号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について</p> <p>議案第 73 号 登米市地域計画目標地図素案について</p> <p>議案第 74 号 令和 7 年度農地等の利用の最適化に関する意見の決定について</p> <p>議案第 75 号 登米市農地利用最適化推進委員の委嘱について</p>
会 議 結 果	<p>報告第 31 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について報告した</p> <p>報告第 32 号 使用貸借権の合意解約について報告した</p> <p>報告第 33 号 農地基本台帳新規（補正）登載申請について報告した</p> <p>報告第 34 号 令和 8 年度農作業標準料金・賃金表について報告した</p> <p>議案第 66 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について原案のとおり決定した</p> <p>議案第 67 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に関する意見の決定について決定した</p> <p>議案第 68 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する意見の決定について決定した</p> <p>議案第 69 号 非農地証明願について決定した</p> <p>議案第 70 号 農用地利用集積等促進計画に関する意見の決定について決定した</p> <p>議案第 71 号 買受適格証明願について決定した</p> <p>議案第 72 号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について決定した</p> <p>議案第 73 号 登米市地域計画目標地図素案について決定した</p> <p>議案第 74 号 令和 7 年度農地等の利用の最適化に関する意見の決定について決定した</p> <p>議案第 75 号 登米市農地利用最適化推進委員の委嘱について決定した</p>
会 議 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議案書 ・ 議案説明資料 ・ 諸般の報告 ・ 農地法第 3 条調査書 ・ 令和 7 年度登米市農地等の利用の最適化の推進施策等に関する意見書

発 言 者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果
議長	<ul style="list-style-type: none"> ・ あいさつ ・ 議案説明のための出席説明員及び書記の報告
議長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第38条第2項の規定により、議席番号10番岩崎とみ子委員、議席番号16番高橋健之委員を指名します。</p>
議長	<p>日程第2、会期の決定を議題といたします。</p> <p>お諮りします。本総会の会期は本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって本総会の会期は本日1日間とすることに決定しました。</p>
議長	<p>日程第3、諸般の報告を行います。</p> <p>諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。これで諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>日程第4、報告第31号農地法第18条第6項の規定による届出についてから日程第6、報告第33号農地基本台帳新規（補正）登載申請についてを一括議題といたします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これで報告第31号から報告第33号までを終わります。</p>
議長	<p>日程第7報告第34号令和8年度農作業標準料金・賃金表についてを議題といたします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これで報告第34号を終わります。</p>

次に、日程第 8、議案第 66 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

本案件は進行番 53 番が委員の案件ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当いたします。したがって、審議の進め方は、説明を一括して行い、質疑及び採決を委員の案件と委員以外の案件にそれぞれ分離したいと思います。これにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認めます。

よって、本議案の審議の進め方は、説明を一括して行い、質疑及び採決を分離することに決定いたしました。

初めに、事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これより、委員の案件進行番号 53 番の審議に入ります。

本案件は、11 番阿部静男委員に関する案件ですので、同委員の退場を求めます。

《委員退場》

初めに、地域との調和要件について、担当委員から自席にて発言をお願いいたします。

《支障なしの声》

支障ないので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

《質疑なしの声》

なければこれで質疑を終わります。

これより議案第 66 号進行番号 53 番を採決します。

お諮りします。

本案は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認めます。

よって、議案第 66 号農地法第 3 条の規定による許可申請についての進行番号 53 番は、申請のとおり許可することに決定しました。

11 番阿部静男委員の入場を許可します。

《委員入場》

次に、議案第 66 号の委員以外の案件について審議に入ります。

初めに、地域との調和要件について担当委員から自席にて発言をお願いいたします。

《いずれも支障なしの声》

いずれも支障等はないようですので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

《質疑なしの声を確認》

なければ質疑を終わります。

それではこれより議案第 66 号の委員以外の案件を採決します。

お諮りします。

本案は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 66 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についての委員以外の案件は、審議の結果、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長

次に、日程第 9、議案第 67 号農地法第 4 条の規定による許可申請に関する意見の決定について及び日程第 10、議案第 68 号農地法第 5 条の規定による許可申請に関する意見の決定についてを一括議題といたします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。

第 1 区の委員の案件の報告を登壇してお願いします。

令和8年1月20日に実施した登米市農業委員会第1区現地調査の結果を報告します。

農地法第4条の進行番号1番については、別紙議案説明資料1ページから3ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に物置を設置するもので、農地区分としては農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされており。また、申請地には既に農業が利用されていることから、申請人により始末象徴しやむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号2番については、別紙議案説明資料4ページから6ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に農業施設を設置するもので、農地区分としては農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され転用における周囲への目影響も見受けられず転用は妥当との意見で一致しました。

農地法第5条の進行番号1番から3番については、別紙議案説明資料7ページから9ページ、10ページから12ページ、13ページから15ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に太陽光発電施設を設置するもので、農業区分としては農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号4番については、別紙議案説明資料16ページから18ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に事務所及び資材置き場を設置するもので、農業区分としては第1種農地で、原則的に転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず転用の要件は満たされており。また、申請地は、既に農外利用されていることから、申請人より顛末書を徴しやむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号5番については、別紙議案説明資料19ページから21ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に太陽光発電施設を設置するもので、農業区分としては農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され転用における周囲への影響も見受けられず転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和8年1月26日

現地調査委員

15番 加美山 竜太 委員

16番 高橋 健 委員

14番 阿部 晃徳 委員

次に第2区の報告を登壇してお願いいたします。

18 番委員

令和 8 年 1 月 20 日に実施した登米市農業委員会第 2 区現地調査の結果を報告します。

農地法第 5 条の進行番号 6 番については、別紙議案説明資料 22 ページから 24 ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に特定建築条件付売買予定地の造成をするもので、農地区分としては第 1 種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可をすることができる集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号 7 番については、別紙議案説明資料 25 ページから 27 ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としては農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断され転用における周囲への影響も見受けられず転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号 8 番については、別紙議案説明資料 28 ページから 30 ページに記載されているとおりです。申請内容は、申請地に太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としては、鉄道の駅から概ね 300 メートル以内の区域の農地で、第 3 種農地と判断され転用における周囲への影響も見受けられず転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和 8 年 1 月 26 日

現地調査委員

17 番 鈴木 巖 委員

18 番 芳村 忠市 委員

議長

調査報告が終わりました。

これより議案第 67 号、議案第 68 号について一括質疑を行います。

質疑ございませんか。

議長

《質疑なしの声を確認》

なければこれで質疑を終わります。

これより議案第 67 号を採決します。

お諮りします。

本案は、すべて可とすることにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって、議案第 67 号農地法第 4 条の規定による許可申請に関する意見の決定については、審議の結果、すべて可とすることに決定いたしました。

続いて、議案第 68 号を採決します。
お諮りします。
本案はすべて可とすることにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。
よって、議案第 68 号農地法第 5 条の規定による許可申請に関する意見の決定については、審議の結果すべて可とすることに決定いたしました。

議長

次に、日程第 11、議案第 69 号非農地証明願についてを議題といたします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

《質疑なしの声》

なければこれで質疑を終わります。
これより、議案第 69 号の委員以外の案件を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認めます。
したがって、議案第 69 号非農地証明願の委員以外の案件は、原案と
おり決定しました。

議長

次に、日程第 12、議案第 70 号農用地利用集積等推促進計画に関する意見の決定についてを議題といたします。

本案件は、一括方式の進行番号 4 番、46 番が委員の案件ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に該当します。したがって、審議の進め方は、説明を一括して行い質疑及び採決を委員の案件と委員以外の案件にそれぞれ分離したいと思いますがこれにご異議ございませんか。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

次に、議案第70号の委員の案件一括方式の進行番号4番の審議に入ります。

本案件は、12番千葉昭広委員に関する案件ですので、同委員の退場を求めます。

《委員退場》

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

ないようですのでこれで質疑を終わります。

これより議案第70号農用地利用集積等促進計画に対する意見の決定について委員の案件進行番号4番を採決します。

お諮りします。

本案は可とすることにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって議案第70号農用地利用集積等促進計画に関する意見の決定についての一括方式、進行番号4番は審議の結果可とすることにいたしました。

12番千葉昭広委員の入場を許可します。

《委員入場》

次に、議案第70号の委員の案件一括方式の進行番号46番の審議に入ります。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

ないようですのでこれで質疑を終わります。

これより議案第70号農用地利用集積等促進計画に対する意見の決定について委員以外の案件を採決します。

お諮りします。

本案は可とすることにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって議案第 70 号農用地利用集積等促進計画に関する意見の決定についての一括方式、進行番号 46 番は、審議の結果可とすることにいたしました。

24 番高橋清範委員の入場を許可します。

《委員入場》

次に、議案第 70 号の委員以外の案件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

《質疑なしの声確認》

ないようですのでこれで質疑を終わります。

これより議案第 70 号農用地利用集積等促進計画に対する意見の決定について委員以外の案件を採決します。

お諮りします。

本案はすべて可とすることにご異議ございませんか。

《異議なしの声を確認》

異議なしと認めます。

よって議案第 70 号農用地利用集積等促進計画に関する意見の決定についての委員以外の案件は、審議の結果すべて可とすることにいたしました。

次に、日程第 13 議案第 71 号買受適格証明願についてを議題といたします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

地域との調和要件について、担当委員から自席にて発言をお願いいたします。

《いずれも支障なしの声》

いずれも支障等はないようですので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

《質疑なしの声》

質疑がないのでこれで質疑を終わります。
これより議案第 71 号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認めます。
よって、議案第 71 号買受適格証明願については、原案のとおり決定しました。

次に、日程第 14 議案第 72 号農地利用状況調査に伴う非農地の判断についてを議題といたします。
事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

《質疑なしの声》

質疑がないのでこれで質疑を終わります。
これより議案第 72 号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認めます。
よって、議案第 72 号農地利用状況調査に伴う非農地の判断については、原案のとおり決定しました。

次に、日程第 15、議案第 73 号登米市地域計画目標地図素案についてを議

題とします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

11 番委員

この両地区についての圃場整備事業というのはこれ県営でやられるわけなんですか。

事務局

県営事業と認識しております。

11 番委員

了解しました。県営でやられるということなんですけども、事前にこういう計画が盛り込まれていわゆる県も主体的にいろんな計画に参加しているわけだから、これ末端に来て末端の力だけで吸い上げていくんでしょうけれども、どうして上の方でもっと地域計画に支援するような方法はとれなかったんでしょうか。これ、登米の農業委員と推進委員の方々が中心になって作り上げたんでしょうか、県がいろいろなこの経営基盤法の方から見ると、県或いは市がより強力に進めるというような方法を描いておきながら、実際には末端の農業委員の推進委員はいろいろ作ってると。それまでにどうのこうのということになるんでしょうけども、これが完成すればいいんでしょうけども、それまでに、体制的なものを作るような体制を管理して事業進めてもらうような方法というのは取れなかったんでしょうかね。

事務局

委員おっしゃるとおり本来の理想的な体制が組めていないという反省、課題も認識をしております。国の方でも、地域計画の変更について、また圃場整備事業の関係について最近やっと通知が来たばかりで、その最近来た通知に関しましても、進め方はこうした方がいいよというところが具体的に書いているわけではなく、圃場整備事業と同期をとるようにしなさいよというところの通知にとどまります。またモデル事業なども実施しておりますので、今いただいたような課題も含めて、今後、特に圃場整備のあり方につきましては、やはり目標地図を作成する、農業委員会がきちっと参画するような体制が必要というふうにとらえています。今まで1年間、目標地図のブラッシュアップの取り組みを通じて反省しているところでございます。なので、委員からいただきましたご意見をもとに、今後、この圃場整備関係の目標地図に関しましては、工夫を凝らして進めて参りたいと思っておりますし、もう既に次の圃場整備事業が、国の補正、今頃決まるものでございますので、次の事業が始まる時に、あわせて、できるだけ早い段階でそういう要望があることをふまえ、進め方に工夫を凝らしてもらえようように取り組みを進めていきたいと思っております。

議長

ほかに質疑ありませんか。

《質疑なしの声》

質疑なければこれで質疑を終わります。

これから議案第 73 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認めます。

よって、議案第 73 号、登米市地域計画目標地図素案については、原案のとおり決定することにいたします。

次に、日程第 16、議案第 74 号令和 7 年度農地等の利用の最適化に関する意見の決定についてを議題とします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

《質疑なしの声》

質疑なければこれで質疑を終わります。

これから議案第 74 号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認めます。

よって、議案第 74 号令和 7 年度農地等の利用の最適化に関する意見の決定については、原案のとおり決定することにいたします。

次に、日程第 17、議案第 75 号農地利用最適化推進委員の委嘱についてを議題とします。

事務局から説明を求めます。

《事務局説明》

説明が終わりました。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

《質疑なしの声》

質疑なければこれで質疑を終わります。
これから議案第 75 号を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認めます。
よって、議案第 75 号農地利用最適化推進委員の委嘱については、原案のとおり決定することにいたします。

議長

以上で、総会日程は終了しました。
令和 7 年度第 10 回登米市農業委員会総会を閉じます。

上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和 8 年 1 月 26 日

議 長(会長) 高 橋 清 範

議事録署名人 10 番 岩 崎 とみ子

議事録署名人 16 番 高 橋 健 之